

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 5 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第27号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定管理職員にあっては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の40(特定管理職員にあっては、 <u>100分の50</u>)を乗じて得た額の総額 2－6 (略)		(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定管理職員にあっては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の40(特定管理職員にあっては、 <u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額 2－6 (略)	
別表第2 等級別基準職務表(第15条関係)		別表第2 等級別基準職務表(第15条関係)	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
(略)	(略)	(略)	(略)
4級	1 課長補佐の職務 2 浄水場等の課長の職務	4級	1 課長補佐の職務 2 <u>出先機関の課長の職務</u>
5級	1 本部の参事の職務 2 <u>浄水場等の次長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)</u>	5級	1 本部の参事の職務 2 <u>市町村単位の出先機関の長の職務</u> 3 <u>出先機関の次長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)</u>
6級	1 本部の課長の職務 2 浄水場等の長の職務(他の	6級	1 本部の課長の職務 2 出先機関の長の職務(他の

	職務の級に定めのあるものを除く。)		職務の級に定めのあるものを除く。)
7 級	1 本部の部長又は副理事の職務 2 相当大規模な浄水場等又は相当困難な事務を所掌する浄水場等の長の職務 3 大規模な浄水場等又は困難な事務を所掌する浄水場等の次長の職務	7 級	1 本部の部長又は副理事の職務 2 相当大規模な出先機関又は相当困難な事務を所掌する出先機関の長の職務 3 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の次長の職務
(略)	(略)	(略)	(略)
備考		備考	
1 この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業団条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部及び事業管理部(大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)第2条第1項に規定する出先機関を除く。)をいう。		1 この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業団条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部及び事業管理部(次項に規定する出先機関を除く。)をいう。	
2 この表において「浄水場等」とは、大阪広域水道企業団処務規程第2条第1項に規定する浄水場、送水管理センター、水道事業所及び水質管理センターをいう。		2 この表において「出先機関」とは、大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)第2条第1項に規定する出先機関をいう。	

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4 (第16条関係) 別紙のとおり	別表第4 (第16条関係) 別紙のとおり

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。